令和 4 年度税制改正に伴う大口株主等の配当等の取り扱いについて

令和4年度税制改正における「上場株式等の配当所得等の課税の特例」の改正で、「大口株主等」の定義が見直され、令和5年10月1日以降に支払いを受ける配当等から適用されます。「大口株主等」に該当する場合、総合課税の対象となり、当該株式を特定口座(源泉徴収選択口座)で保有する場合であっても確定申告が必要になりますので、ご留意ください。

【改正の内容】

内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払いに係る基準日において、その支払いを受ける居住者等と、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算して、その発行済株式等の総数等に占める割合が 100 分の3以上となるときにおけるその居住者等が支払いを受けるもの(以下「特定大口株主等配当」といいます。)については、総合課税の対象とすることとされました。

【当社特定口座(源泉徴収選択口座)での取り扱い】

特定大口株主等配当は、本来、特定口座(源泉徴収選択口座)に受け入れることはできませんが、お客さまから特定大口株主等である旨のお申し出がない場合、当社は特定口座で源泉徴収を行います。その場合においても、お客さまご自身で確定申告を行っていただく必要がありますので、ご留意ください。

以 上